愛知県人権尊重の社会づくり条例第10条及び第11条の運用状況

（単位：件）

			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 ※１	合計
申出件数 ※２			1［1］	6［1］	1［1］	12［11］	6〔5］	26［19］
審議会において調査審議	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に該当	公表	0	0	1［1］	1［1］	2［1］	4［3］
		非公表 ※3	0	0	0	0	0	0
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に非該当		1［1］	6［1］	0	8［7］	7［7］	22［16］
審議会の意見を聴くことなく判断 ※４			0	0	0	0	0	0

［　］内は案件数（同一案件に複数の申出が提出された場合は１件とする。）

※1　2026年10月19日現在

※2　申出件数は、事務局においてヘイトスピーチが行われたおそれのある表現活動を把握した場合も含む。
　　また、各年度の申出件数は、継続審議等の理由により、調査審議件数の合計と件数が合致しない場合がある。

※3　「公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害するとき等」に該当する場合。

※4　申出に係る表現行為の内容が明らかでない場合、又は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないことが明らかな場合。